

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日Aに採用され、Bセンター（以下「事業場」という。）において業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月の業務分担の変更によって業務量が増加したことや同年〇月の業務分担の変更等によって、頭痛等の症状が悪化したことから、同月〇日当時通院治療していたC医院に受診し、同日から休業した。その後、同年〇月〇日にはD病院に受診し「気分変調症」と診断され通院加療した。

請求人は、治療中にあった精神障害が業務上の事由により悪化したとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の精神障害の増悪は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由により増悪したか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）

の意見書によると、請求人は平成〇年頃にICD-10診断ガイドラインの「F34.1 気分変調症」を発病し、その後加療中であったところ、平成〇年〇月以降の担当業務の変更に伴い、投薬による体調のコントロールができなくなったと訴えているが、この症状は、平成〇年頃に発病した「F34.1 気分変調症」が慢性経過しているものと判断されている。

当審査会としても請求人の症状経過及び医証等に照らし、専門部会の発病日、疾病名及び症状が寛解に至っていないとする意見は妥当なものであると判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の精神障害については、請求人自身が「私は過去に『うつ病』を発症して通院も継続していました」と申述し、請求人の妻も「夫は以前から『うつ病』をもっており、Aへ勤めてからも症状の良悪を繰り返していました。」と述べており、請求人が精神障害に罹患していることは争いのない事実であるといえる。また、請求人は監督署長に対する本件の休業補償請求の理由として、症状が落ち着いていた精神障害が「Aの業務によって症状が悪化してしまったので、労災保険には悪化した部分の補償を求めます。」と申述している。

そうすると、本件は上記第4争点記載のとおり、請求人の精神障害が業務上の事由により増悪したか否かについて、認定基準に則して判断することになるものである。

- (4) 請求人が精神障害の増悪の理由であると主張する出来事は申立書によると、①平成〇年〇月頃に達成困難なノルマが課せられた、②平成〇年〇月頃配置転換があった、③平成〇年〇月頃ノルマが達成できなかった、である。

精神障害発病後のこれらの出来事により治療が必要な状態にある精神障害の悪化した部分が業務上の事由によるものとして労災認定されるためには、認定基準別表1の心理的負荷が極度のもの又は極度の長時間労働に示される「特別な出来事」に該当する出来事があることが前提となる。

本件についてみると、請求人が主張する上記①から③の出来事は、いずれも生死にかかわる業務上の病気やケガをした、業務に関連し他人を死亡させ、又は生死にかかわる重大なケガを負わせた等、その他これらに準ずる程度の心理的負荷が極度のものとは認められず、また、極度の長時間労働も認められないことから、明らかに「特別な出来事」には当てはまらない。

その他、本件における請求人の主張をすべて精査しても、「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

したがって、認定基準に照らし、請求人が主張する精神障害の悪化については、業務上の事由によるものと認めることはできない。

また、請求人のその余の主張は本件結論に影響を及ぼさない。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。